

地方行政委員會議録第二十八号

昭和三十年六月二十五日(土曜日)

午前十一時三分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

理事 池田 清志君 理事 龜山 孝一君

理事 古井 喜實君 理事 鈴木 直人君

理事 前尾 繁三郎君 理事 加賀田 進君

唐澤 俊樹君 川崎 末五郎君

太崎 茂男君 瀨田 與吉郎君

渡海 元三郎君 三田村 武夫君

丹羽 兵助君 熊谷 憲一君

青木 正君 山崎 巖君

灘尾 弘吉君 赤松 勇君

吉田 重延君 川村 純義君

勝間田 清一君 五島 虎雄君

北山 愛郎君 中井 徳次郎君

坂本 泰良君

出席政府委員

警察庁長官 齋藤 昇君

総理府事務官(自治庁行政部長) 小林 興三君

委員外の出席者

議員 眞鍋 儀十君

警視長(警察庁刑事部長) 藤本 好雄君

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

六月二十三日

委員 丹羽 兵助君及び川村 純義君辞任につき、その補欠として木村 文男君及び伊藤 好道君が議長の名で委員に選任された。

同月二十四日

委員 櫻内 義雄君及び伊藤 好道君辞任につき、その補欠として三田村 武夫

君及び川村 純義君が議長の名で委員に選任された。

同月二十五日

委員 木村 文男君及び勝間田 清一君辞任につき、その補欠として丹羽 兵助君及び赤松 勇君が議長の名で委員に選任された。

六月二十四日

地方自治法の一部改正反対に関する請願(福井順一君紹介)(第二五一五号)

同(田子一民君紹介)(第二五一六号)

同(村上勇君紹介)(第二五一七号)

同(小澤佐重喜君紹介)(第二五六一号)

同(片島港君紹介)(第二五六二号)

同(松下哲君紹介)(第二五六三号)

同(松平忠久君紹介)(第二五八八号)

同(柳田秀一君紹介)(第二五八九号)

同(中原健次君紹介)(第二五九〇号)

軽油自動車に対する自動車税すえ置きに関する請願(永山忠則君紹介)(第二五八八号)

同(河本敏夫君紹介)(第二五八九号)

同外二件(栗原俊夫君紹介)(第二五六四号)

同外二件(福井盛太君紹介)(第二五六五号)

木材引取税撤廃に関する請願(中井徳次郎君紹介)(第二五二〇号)

クリーニング業に対する事業税軽減に関する請願(瀬戸山三男君紹介)(第二五二二号)

同(田中龍夫君紹介)(第二五二二二号)

同(山本正一君紹介)(第二五二三三号)

同(伊東岩男君紹介)(第二五二四号)

同(中曾根康弘君紹介)(第二五二五号)

同(小泉純也君紹介)(第二五六八号)

同(野田武夫君紹介)(第二五六九号)

同(高橋等君紹介)(第二五八六号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第二五八七号)

同(倉石忠雄君紹介)(第二六〇九号)

発電税創設に関する請願(松平忠久君紹介)(第二五二六号)

同(原茂君紹介)(第二五二七号)

同(小坂善太郎君紹介)(第二五二八号)

地方財政再建促進特別措置法案の一部修正に関する請願(松平忠久君紹介)(第二五六六号)

地方交付税の増額に関する請願(松平忠久君紹介)(第二五六七号)

枕崎市の財政確立に関する請願(池田清志君紹介)(第二五七〇号)

奄美群島復興計画費増額に関する請願(伊東隆治君紹介)(第二六〇八号)

農業協同組合等の貨物自動車に対する自動車税撤廃に関する請願(細野三千雄君紹介)(第二六一一号)

奄美大島の復興促進に関する請願(伊東隆治君紹介)(第二六六九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小委員の補欠選任

参考人招致に関する件

風俗営業取締法の一部を改正する法律案(眞鍋儀十君提出、衆法第三三三号)

銃砲刀剣類所持取締令等の一部を改正する法律案(内閣提出第八五五号)(参議院送付)

町村合併に関する件

○大矢委員長 これより会議を開きます。

風俗営業取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。警察関係の出席者は警察庁長官です。

質疑に入ります。通告順によつて鈴木君。

○鈴木(直)委員 風俗営業取締法に關して、警察庁長官でもよろしいし、そのほかの最も適當と考えられる方から、御答弁を承りたいと思つたのですが、風俗営業取締法で取締りの対象となつておるものの中に、「その他」という部分が規定されておるわけでありますが、これは第二条によつて都道府県の条例で定めるようになっておるわけでありまして、どういふ種類のものが都道府県の条例で「その他」の中に含まれて取り締られておるか、お聞きしたいと思ひます。

○藤本説明員 お尋ねの風俗営業取締法第一条第三号に、「その他設備を設けて客に射幸心をそそる虞のある遊技をさせる営業」とありますが、都道府県の条例におきましては、一々こまかくは規定しておらないのでありまして、これにつきましても主として遊技場というふうなことで規定をいたしておきます。そうして現実には、射幸心をそそるような遊技をさせる営業といひまして、全国の府県条例で許可し

ておりますものは、全体で百四十二種類に及んでおります。その中には最近はやつておりますスマートボール、あるいは撞球関係に関連のあるものについて申しますとベビー・ボケット・ビリヤードその他非常にたくさん種類が許可されておるといふような状態でありまして、

○鈴木(直)委員 今回提案されております改正法案によりまして、玉突場といふものを除く、すなわち風俗営業といふものからこれを除く、こゝういふことになつておるわけでありまして、文字そのものから考へると、「その他」といふ部分の中には入らないといふふうに解釈できるのですが、各府県が条例でもって「その他」の中に適宜入れて、そうして取り締るような条例を作つたりするならば、法律に違反する条例であるから無効であるといふように考へるのですが、この点についてはどういふ解釈でありましようか。提案者の説明を先般聞きましたところ、玉突場といふものを削除しても、「その他」の中に適宜入れることは府県の条例で自由であるといふような解釈のもとに、提案説明が行われておるのであります。しかしながら、この法律そのものから見ますと、風俗営業から玉突場といふものを除くといふことであるから、その趣旨から見ると、「その他」の中には入らないといふふうに解釈できるわけでありまして、従つて「その他」の中に入れた条例があつたならば、この法律に違反するのであるか

ら、その条例は無効であるということになるのではないか。もしそういうことが現実にとこかであつて、たとえば条例の中でそれを規定して警察がそれを取り締つた、今度はそれが訴訟されて裁判になつたという場合、この法律の解釈でその条例は無効であるということになりなかつたとするならば、これは取り締る者の失態というようなことになるので、その点をはつきりしておかないと、現実の場合において非常に問題が出てくることも予想される。従つて提案者の言うように、玉突場というものをこの法律から除けばよいのだ、あとは府県条例によつて適宜「その他」の中に入れて規定することに自由であるという考え方のもとに提案したのでないかという説明でありました、法律的な解釈を厳重に考えると、それは成り立たないようにも考えられますから、その点について、取締り当局方面における解釈をはつきりお聞きしておきたいと思ひます。

○齋藤(男)政府委員 この風俗営業取締法から「玉突場」という文字を削られましたが、やはり射幸心をそそるおそれのある遊技をさせるような施設だというように認められる場合は、「その他」で府県の条例でやはり取締りができると思ひます。この法文の中に、たとえば第三号で、「但し玉突場を除く。」という書いてあれば玉突場はいかに射幸心をそそるようなことをしておつても、これで取締りはできないという法律の明示になりますけれども、ただここでは玉突場を削除するというだけでありまして、でき上りました法律は「まあじやん屋、ばちんこ屋その他設備を設

けて」云々と、こうなりますから、従ひまして玉突場にして射幸心をそそるおそれのあるようなものがあるならば、これは条例で取締りができると解釈をいたします。ただ玉突場が今まで無条件に取締りの対象になつておりましたものを、法律から削除されましたわけでありまして、条例でこの風俗営業と認定いたしますにつきましては、玉突場でありまして射幸心をそそるおそれのあるような、そういう遊技場といふことにならざるを得ない。言葉をかえて申しますならば、賞品をかけた遊技方法をとつたものと、条例で取締ることができるようになると思ひます。そういうことなしに賞品等をかけないで、ただ料金を取つて玉突きをさせるというだけでは、この削除された法の趣旨から考えて適當ではない、かように解釈をいたします。

○鈴木(直)委員 今警察局長官のような御解釈であるならば、玉突場といふものがここに規定されておつてもされておらずとも、かりにここに規定されておつても、この条文が「玉突場、まあじやん屋、ばちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそる虞のある遊技をさせる営業」というようになっておいて、玉突場でもそういうような射幸心をそそるような方法でもつて、玉突場をやるならば、今でも取り締ることのできるという解釈になるわけであり、ますから、この玉突場といふものは射幸心をそそるおそれあるような形においてやつた場合に風俗営業取締りにひつかかるのか、射幸心をそそるようなことをやらなくても、この玉突場といふものがここに規定されてあれば當然

ひつかかるのか。すなわち今の長官のお話によると、玉突場であつてがマージャン屋であつてがパチンコ屋であつてが、射幸心をそそるような設備をしてゐる場合に、この風俗営業にひつかかるんだという解釈であるならば、射幸心をそそらないようなやり方で、現在玉突場を経営している場合にはひつかからない。こういうふうな解釈に私はなると思ひます。ところが現実には玉突場をして射幸心をそそるようなことをやらなくつたつて、玉突場自身をこの風俗営業の中に入れて許可制をとつてゐるのじゃないかと思ひますが、今の解釈であるといふと、そういうふうなことをやらなければこの法律であつても玉突場はひつかからない、こういうふうに取り扱つておるのですか。その点をお聞きしておきたい。

○齋藤(男)政府委員 先ほど申し上げましたように、現在は玉突場であればすべて一切がつさいこれは射幸心をそそる施設だ、この法律で現在は認定しているわけなんです。従つて賞品等をかけないでも、玉突場を営業としてやつておれば、これは風俗営業の取締り対象といふことになつて、取り締つておるわけでありまして、ただここから玉突場をはずされてしまふと、これははずしたという論議にもかんがみ、玉突場であつても賞品等をかけてやらなければ、われわれはこれを認定をするこれははずかしだろ。従つて今後これをはずされた場合に条例で取り締らうとする場合には、玉突場であつても賞品等をかけてやつてゐるもの、それだけを対象にすべきである、かように申し上げるわけでありまして、各

府県条例が決定する場合には、いつても警察当局がそれを積極的に探して、射幸的な形をとつておるかどうかが、かといふようなことを見て、そうして射幸的な形をとつておる場合には許可を受けさせる、こういうふうなやり方を考えるのか、要するに玉突場といふものについては依然として射幸行為をとつておるのか、とつていないのかといふことを考えて、いつも取り締るといふ考え方を持つのか、要するにこれは許可営業でありますから、許可をする場合にはその設備なりやり方を見て許可をするといふやり方になると思ひますが、一応許可を申請させて、そうして射幸行為をそそらないものであるといふ場合にはそれはよろしい、あるいは射幸行為をそそるような形態であるといふ場合には許可を受けさせる、こういうことにするの、あるいは運営に中心を置いて玉突場を取り締るのか、今までは業態そのものを営業と見ることがないかといふことで、これは取り締られておる。何とかいう業態、何とかいう業態、これは射幸行為をそそるおそれがある業態であるから許可を受けさせるといふことで、業態そのものをやばりきめておるのであつて、運営なり方法についてはおそれなく条例においてきめていないわけなんです。従つて長官のお話のように、運営の仕方によつて取締りの対象にもなるし、対象にもならないといふことになると、その運営の仕方を常に警察が監視しなければならぬといふことになる。そうすると相変らず警察の監視の営業、こういうことになると思ひますが、どういふふうな取締りの方法をとるのか、それをお聞きしておきたい。

○齋藤(男)政府委員 条例で取り締ります場合には、景品を出して勝負を争わせるというふうな経営方法をする場合には許可を受ける、こういうことになつております。

○鈴木(直)委員 ややばつきりしてきましたが、玉突場に関する限りはここに削除してしまつても、景品をかけた射幸行為をやるような仕方でありたいといふ業者は、積極的に許可を受けなければならぬんだ、こういうふうな解釈してよろしゅうございませうか。

○齋藤(男)政府委員 その通りであります。

○加賀田委員 関連してお尋ねしますが、景品をかけたというふうな玉突場に対しては「その他」で条例で決定するといひますが、営業上個人がそういうことをやらなくとも、従来その都市の撞球組合とかあるいは何々会とかいふ会を作つて、定期的に賞品をかけたそういう競技をやつておることがあつた。そういうような場合でも、もしたとえは東京であれば東京のそういう撞球組合が、そういうようなことを行なつた場合には全部適用されるかどうか、これをお伺ひしたいと思ひます。

○齋藤(男)政府委員 これは営業としてやる場合でありまして、ただいまお説のような場合には営業としてやるものとは考えられないと思ひます。従つてそういうものは差しつかえない。営業としてそういうことをやつておるといふ場合に取締りの対象になる、かように御承知を願ひたいと思ひます。

○加賀田委員 もう一点、個人の場合ですが、大きな規模を持つ玉突場にはそういうことはないと思ひますが、小さな玉突場におきましては、従来や

ひつかかるのか。すなわち今の長官のお話によると、玉突場であつてがマージャン屋であつてがパチンコ屋であつてが、射幸心をそそるような設備をしてゐる場合に、この風俗営業にひつかかるんだという解釈であるならば、射幸心をそそらないようなやり方で、現在玉突場を経営している場合にはひつかからない。こういうふうな解釈に私はなると思ひます。ところが現実には玉突場をして射幸心をそそるようなことをやらなくつたつて、玉突場自身をこの風俗営業の中に入れて許可制をとつてゐるのじゃないかと思ひますが、今の解釈であるといふと、そういうふうなことをやらなければこの法律であつても玉突場はひつかからない、こういうふうに取り扱つておるのですか。その点をお聞きしておきたい。

○齋藤(男)政府委員 先ほど申し上げましたように、現在は玉突場であればすべて一切がつさいこれは射幸心をそそる施設だ、この法律で現在は認定しているわけなんです。従つて賞品等をかけないでも、玉突場を営業としてやつておれば、これは風俗営業の取締り対象といふことになつて、取り締つておるわけでありまして、ただここから玉突場をはずされてしまふと、これははずしたという論議にもかんがみ、玉突場であつても賞品等をかけてやらなければ、われわれはこれを認定をするこれははずかしだろ。従つて今後これをはずされた場合に条例で取り締らうとする場合には、玉突場であつても賞品等をかけてやつてゐるもの、それだけを対象にすべきである、かように申し上げるわけでありまして、各

はり賭博的な行為が客の間で行われて
おる。それを業者が黙認しておるとい
うような状態があったとわれわれ聞き
ますが、そういう場合もやはり業者
をそういう適用の中に含めるかどう
か。

○廣藤(昇)政府委員 その場合には刑
法の賭博罪として、やはり業者がそ
れを知りながら、そこにそういう賭博
をやせたということでは罰をすること
になつております。

○加賀田委員 それを黙認しておると
いうことで賭博罪になります。今申
上げたような「その他」の中に含まれ
るようなことになるかということをお
伺いしたいと思います。

○廣藤(昇)政府委員 玉突場がそうい
う賭博場を提供するという、何とい
いますか全国的にそういう蓋然性があ
るならばさうになると思ひますけれ
ども、現在の状態では、さうに取り
扱うことはちよつと行き過ぎである
と思ひます。

○加賀田委員 もちろん全国的にそ
ういう傾向があるというのではなく
して、条例でいわゆる都市全体の玉突場
をそれ以外の「その他」の中の範圍に
含めるというのじゃなくして、さうい
う行為があつた場合には、玉突場を経
営している個々にさういふのが適用さ
れる方法を講じるのか、あるいは再び
さういふことがあつたら完全な対象
の中で拘束されるということが行われ
るのか、その点が不明瞭だと思ふ。私
は全国的な規模でとか都市的な規模と
いうことではなくして、個人がさうい
うような場合になつたときに、その対
象になるかということも聞きしたい
のです。

○廣藤(昇)政府委員 絶えず賭博場と
して玉突場を利用させることを黙認
しているような業者で、しかしそれ
が景品をかけたたり何かしてはやら
ない、さうすると「玉突場」を削ら
れた場合には取締りの対象外になる、
そのままで放置してよろしいかどう
か、やはりさういふようなものも「そ
他」の中に入れて、取締りの対象にし
た方がよろしいじやないか、こうい
う御意見だと存じますが、やはりこの
三号から「玉突場」を削除いたしま
すと、結局射幸心をそそるような設
備を持った営業ということになりま
して、景品をかけたないでただ料金を
とつてやつていっている玉突場は、こ
れは先ほども申しますように取締りの
対象に入れることはできないと思ひま
す。さうなりますと、たまたまその
業者がその場を賭博場等に提供した
してありまして、これは刑法の対象
になるだけでありまして、それだから
といつて、玉突場を禁止するといふこ
とは今の法律の構成ではできません。
また私はそれでいいのじやないかと考
えております。賭博罪で取り締まれば
よろしいのではないかと考えております。

○北山委員 大へん素朴なことをお尋
ねするのですが、この風俗営業取締法
の適用を受けた場合、さういふ営業は
警察の取締りの方法として、内容とし
てはどういうことを一体取り締まるの
か。ただここには「許可を受けなけれ
ばならない。」あるいは「必要な届
出をしなければならぬ。」と書いて
ありますが、それ以外に実際に警察
の活動としては、かような営業に対
してどういふふうな取締りをやつてお
るのか、態様についてお伺いしたい。

○廣藤(昇)政府委員 そのようなもの許可
を受けました場合におきましては、そ
の許可を受けた業者につきまして、法
の第三条によりまして、「風俗営業に
おける営業の場所、営業時間及び営業
の構造設備等」とありますが、営業方法
等につきまして、条例において善良な
風俗を害する行為を防止するために制
限を設けることができるわけでありま
す。さういふ制限を守つてやつてお
るかどうかということにつきましては、常
時警察官が監督して参り、取締りして
参る、さういふことになつております。

○北山委員 これも素朴なお尋ねです
が、「射幸心をそそる虞のある遊技を
させる営業」、さうあるわけですが、
さういふふうな風俗取締りというよう
な点から見れば、国がさういふ営業を
やつた場合でも、地方公共団体がやつ
た場合でも同様だ、たとえば競馬場だ
とかあるいは競輪場をやつておるよう
な場合、さういふ国、地方公共団体が
やる場合にも、やはり同じような必要
性が生まれてくると思ふのですが、そ
ういふ場合はどういふふうに取り扱
つておりますか。

○廣藤(昇)政府委員 国、地方公共団体等が
競輪、競馬等を営んでおります場合に
も、一般的に申しますと善く射幸心
をそそる行為をやらせる、さういふよ
うなことが言えると思ひますが、さ
ういふふうなものにつきましては、特別
の法律をもちましてさういふ行為が許
されるということに規定をされてお
りますので、その法律の結果さういふ行
為のけられる、さういふことは相
なわけでありまして、さういふことは、
もちろんこの風俗営業取締法の対象に
はならないのであります。

○北山委員 それから公安委員会の許
可であります。さうすると一応条件
を具備しておれば無制限に営業の許可
はするかとさういふことです。あるいは
それ以外の風俗営業といふものの取締り
の趣旨に沿うような設備あるいは条件
ならば、申請があればすべて許可をす
るか、あるいはそれ以外の条件とい
いますか、公安委員会としては許可し
ないものがあるといふようなことになる
かどうか。単に風俗営業取締り上の条
件だけで、あとは無制限に許可をして
おるかどうか。さうでないといふいろ
と営業の自由といふことが、さうい
う問題もあるわけでありまして、その実
情についてお伺いしたい。

○廣藤(昇)政府委員 お尋ねの点につきま
しては、風俗営業取締法及びその施行条
例によりまして、各種の条件を定めて
おりますので、一応その条件に合
つておるかどうかといふことを慎重に認
定いたしまして、その条件に合致して
おるものにつきましては大体許可を
与える、さういふふうな方針で進んで
おるのであります。

○前尾委員 廣藤長官の今の説明は、
私はどうもこの法文からは出てこ
ないと思ふのであります。と申しま
すのは、これはあくまで遊技自体を考
えて、その方法いかんをこの法文は現
わしていないと思ふのであります。「射
幸心をそそる虞のある」といふ言葉
から考へまして、遊技自体でもさう
に玉突き、マージャン、パチンコ
他はそれがあるといふふうな考へて
おるので、長官のような解釈は私は
きかぬ。もしさういふふうにする
のであつたならば、法文の書き方
を変えなければならぬのではないか。
たと

えは玉突きについては、おそれある方
法をもつてする場合を除くとかなん
か、その取締りの対象になるというよ
うな法文の書き方を変えぬと、ちよ
つとこの法文においては長官のよう
な解釈は無理だと私は思ふのであ
りますが、いかがですか。

○廣藤(昇)政府委員 お尋ねの点は「その他
設備を設けて客に射幸心をそそる虞
のある遊技をさせる営業」、その「射
幸心をそそる虞のある遊技」そのもの
の中に射幸心といふものが含まれる
意味であつて、遊技そのものに射幸
心をそそるおそれがないか、それは
当然除外されるのではないか、さうい
ふお尋ねの点には聞いていたもので
あります。射幸心をそそるおそれ
のある遊技、遊技の中に、遊技その
ものの競技方法、厳密にその競技方
法で、やはりその勝負負けに對して
景品を与えるとか与えないとかい
うものを含んでそれが射幸心をそ
そるおそれのある遊技、さういふ
解しておるわけなのであります。

○前尾委員 その方法まで含んで解
すると、射幸心をそそるおそれがある
といふのはほつてしまふと思ふので
あります。射幸心をそそるおそれがある
といふことは、現実射幸心をそそ
るもので、要するに遊技自体に玉
突きなりマージャンにしてもパチン
コにしても、ある方法をもつてすれば
射幸心をそそるおそれがある。おそれ
があるから、届出をして、射幸心を
そそるにしましても、あまり度を
はずさないようにといふようなこと
で、さういふおそれがあることだけ
で取締りの対象にしておることから考
へますと、玉突き遊技自体には確

かに
三

おそれがある。しかし現実問題として、現在やつておる場合におきましては、全くおそれがない。従つて玉突きに限つてはマージャン、パチンコその他と多少違つてゐる。玉突きにおいては、やはり懸賞をつけたというふうな方法までとつた場合に、初めて問題が起るというのであります。そういう法文の書き方をしないと、どうもこの書き方から考えると、玉突きにそのおそれがあるといふことは、これを消しましても何ら変らぬという気がするのです。私は何も結論において異論があるわけでも何でもありません。おっしゃるようなことになるについては、法文の書き方を少し変えぬとそれが出てくるのではないかと、もう一度その点伺います。

○藤本説明員 お尋ねの点につきましては、現行法におきましては「玉突き」とはつきり書いてありますので、これはお説のように玉突きの遊技そのものの中に射幸心をそそのおそれがある」と一応認定されて、玉突きといふものが入つておると思つてあります。現行法におきましては、景品をかけるとかけないにかかわらず玉突きとはつきり規定されておりますので、玉突きは風俗営業取締りの対象になります。しかし玉突き場そのものがそういうおそれがないとしてここからはずされるということになりまして、たとえば一般のもので申しますと、暮会所というふうなもの、これは遊技そのものとしては射幸心をそそのおそれのあるものではないと考えられますが、そういう場所におきましてやはり景品を出して勝者には景品を与えるというふうな営業を営むということになりますと、やはり

射幸心をそそのおそれがある遊技をさせる営業、こういうふうになると思つておる。現行法におきましては御説の通りだと思つてあります。除かれまして、やはりそこに何か景品とか何かという別の方法がつくことによつて、射幸心をそそのおそれのある営業、こうなると解しております。

○北山委員 今の問答ですが、結局こういうことなんじゃないかと思つておる。現行法といふか今までの規定によりますれば、ともかく玉突きといふものは射幸心をそそのおそれがあるものとして明らかに規定してある。だからいろいろ議論があつたとしても、とにかく明らかに法律の上で明定してある以上は、これはこの法律の対象になる。今度の改正によれば、それは「その他」というところに入つて、そうしてそれが射幸心をそそのおそれがあるかどうかといふことは都道府県の条例で定める。これだけの違いが出てくる。今度の改正案が通れば府県によつて異なる措置がある。ある府県においてはそれが射幸心をそそのおそれがあるものとして取締法の対象の営業とする場合もあるし、また府県によつてそれがない場合もある。改正案の意味はそこにあるのだ、こういうふうに私は解釈されるのですが、解釈としてはそれでいいかどうか。この際お伺いしておきたい。

○廣藤(昇)政府委員 解釈はお説のように私はどちらにでもなると思つておる。抽象的に申しますと、ただこれができる上りとした場合に、またこれを削除しようという立法者の意思をそんたくをしてみますと、玉突きは今日の玉突きの状況から見れば必ずしも射幸心をそそのおそれがあるものではない。か。暮会所やあるいは将棋所と同じように、ただ料金だけを、時間とかあるいは一回幾らとかいうことで取つてゐるのならば、それと何ら相違はない。じゃないか、こういう認定のもとに法改正をなさるものだとわれわれも考えますし、またその考え方は現在の玉突きの現状から見まして、私は妥当でないとは言えない。妥当なものと考えられる、こう考えられるから従いまして、この改正ができました以上は、この改正の経緯にかんがみて、玉突き場特に射幸心をそその、そういう景品をかけるというふうなものだけを取締りの対象に条例として置くのが当然である。そういう解釈を施行者もいたしますと、こういうふうに申し上げておるのであります。従いましてその点を法律に明確にされまするならば、なおかつこうであらうと存じますけれども、しかしこういう改正の場合の法を施行いたすものといつたしましては、そのときの立法者の意思なり、また経緯を考へて解釈をしてやつていくのが当然である、かように考へて、先ほどから申し上げておるのであります。

○鈴木(直)委員 どうもはつきりしなくなつたんですが、条例であるが玉突き場といふものをきつちときめてしまつておるという方法をやつても、この取締法には違反しない、こういうことであるか、あるいは一つの県内においても射幸心をそその、さつき言われたような賞品のようなのをのけてやるといふ方法をとるといふ場合だけは許可を必要とするが、それ以外の玉突き場は許可を必要としない、こういうふうな条例を作ることと警察当局は予想しておるか。今のお話によると、ここで条例で玉突き場といふことを県全体に、無条件に入れたら、それでもかまわないのだといふのか、どちらなのであるか。警察当局の取締りに将来影響しますから……。

○廣藤(昇)政府委員 県内で今後、この改正が行われたにもかかわらず、一切の玉突き場を取締りの対象にするといふことは行き過ぎであると考えます。不当だと考えます。現在の第一号第三号で「その他」とありますものにつきまして、これは公安委員会の認定でありますけれども、その認定につきましては、おのずから社会常識といひますか常識といひますか、それにマッチしなければいけないのと同様に、ここでこういう経緯で改正をせられた場合に、それにもかかわらず玉突き場を全部取締りの対象にするといふことであらば、これは私は経緯を顧みないものであつて、法の解釈を誤まつておる、かように指摘できると思つておる。

○藤本説明員 ちよつとお尋ねしますが、私は玉突きもできませんし、実際の玉突き場はどういうことになつてゐるか分かりませんが、現行法の三号では、玉突き場といふのを「客に射幸心をそそのめる虞のある遊技をさせる営業」ということに全体的に見ておられるのですが、今度の改正案によれば、玉突き場という言葉を字面上なくなつてゐるものであります。実態は一体どうなんですか。現行法の一般的に「射幸心をそそのめる虞のある遊技をさせる営業」と見ておられるのか、あるいは原則としてはそういうものでない、健全なる遊技である、たまたまお客様がある、こ

うな条例を作ることと警察当局は予想しておるか。今のお話によると、ここで条例で玉突き場といふことを県全体に、無条件に入れたら、それでもかまわないのだといふのか、どちらなのであるか。警察当局の取締りに将来影響しますから……。

○廣藤(昇)政府委員 県内で今後、この改正が行われたにもかかわらず、一切の玉突き場を取締りの対象にするといふことは行き過ぎであると考えます。不当だと考えます。現在の第一号第三号で「その他」とありますものにつきまして、これは公安委員会の認定でありますけれども、その認定につきましては、おのずから社会常識といひますか常識といひますか、それにマッチしなければいけないのと同様に、ここでこういう経緯で改正をせられた場合に、それにもかかわらず玉突き場を全部取締りの対象にするといふことであらば、これは私は経緯を顧みないものであつて、法の解釈を誤まつておる、かように指摘できると思つておる。

○鈴木(直)委員 次に提案者にちよつと参考のためにお聞きしておきたいと思つておる。もちろん私は玉突きのことはよくわからない。関係も何もないのですが、ここに入つておるのとないのと何か遊興飲食税とか、そのほかの税金に非常に影響を及ぼすものでしょうか、どういふものでしょうか。

○廣藤(昇)政府委員 風俗営業の中へ入つておられます。三カ月ごとにこの営業が失効いたしまして、新たに更新された届出をいたさなければならぬといふことが一つでございます。

それから税金の方は、娯楽施設利用税でかつて参つておりましたので、これがはずされて入つておりました。税金の面から申しますと同様でございます。

○加賀田委員 三カ月ごとに許可を得

ういふふうに見ておられるのか、この点を一つ伺いたい。

○廣藤(昇)政府委員 こういつた風俗営業取締法の対象になりますもの、経営方法なり、その遊技方法というものは時代とともに大分變つて参りますので、この法律ができました当初、明治、大正年代においては玉突きはむしろ懸賞金をかけ、そこでまたビールその他のものの接待をするというふうな業態が多かつた。ところが最近はいつた業態が非常に変つて参りました。むしろ普通の暮会所、将棋場といふのと同様な形態のものの方が多くなつて参りました。懸賞金をかけてやるといふ昔のやり方のものが絶無とはいへません。若干そういうものもあり参つております。こういう現状であります。

○鈴木(直)委員 次提案者にちよつと参考のためにお聞きしておきたいと思つておる。もちろん私は玉突きのことはよくわからない。関係も何もないのですが、ここに入つておるのとないのと何か遊興飲食税とか、そのほかの税金に非常に影響を及ぼすものでしょうか、どういふものでしょうか。

○廣藤(昇)政府委員 風俗営業の中へ入つておられます。三カ月ごとにこの営業が失効いたしまして、新たに更新された届出をいたさなければならぬといふことが一つでございます。

それから税金の方は、娯楽施設利用税でかつて参つておりましたので、これがはずされて入つておりました。税金の面から申しますと同様でございます。

るのですが、許可の手数は現在どれくらい払っておるか御質問いたしたい。

○眞鍋儀十君 それは私はちょっと記憶いたしていません。

○藤本説明員 許可更新の場合は三カ月ごとの更新でありますので、全国全部一律というわけには参りませんが、大体無料にいたしておるのが現状でございます。

○龜山委員 ただいままでの当局と議員側との質疑応答で大体わかりましたが、この際はつきりと警察庁長官からこの法案に対します当局の御見解をお伺いしたい。大体御同意と思えますが、はつきりと一つ伺いたい。

○齋藤(昇)政府委員 先ほどから申し上げておりますように、玉突場の遊技方法、経営方法が大分變つて参つておりますので、かように御改正に相なりまして、風俗取締りの見地からさしたる支障はないかと考えております。

○北山委員 先ほどの警察庁長官のお話ですが、私ちよつと納得がいかないのでまた重ねてお伺いします。このような改正の趣旨からいって、この改正案ができたならば、やはり玉突場に対しては原則としては取締りの対象にしないのが至当であらう、こういうお話をたつたんですけれども、提案者の趣旨からいへばそうじゃなくて、たいてい改訂ができたとしても、あとでいかにも不穩当である場合には「その他」をもつて取り締まることもできるのだという説明がなされておるわけがあります。従つて先ほど私が申し上げたようにこの改正案の趣旨というものは、今までは理屈のいかんを問はず玉突場であればこの対象になつておつ

た。今度は「その他」の中に入つておるのであつて、従つてそれを対象にするかしないかというようなことは、形式上は都道府県の認定になつてくるんだ。条理上はこの法案の趣旨の射幸心をそ

そのおそれがあるかどうかということの問題になりますけれども、実質上はそれだけの府県の公安委員会なり何なりあるいは条例でもつて規定される、それが一応の認定になる。要するに都道府県の自由にかかるといふことが、これが法律の解釈として、しかも提案者の趣旨もそこにあるじゃないか、かように考えるのですが、先ほど長官の御意見であれば、せつかく改正する以上は改正後においてまた対象になるというよりなことは適當でないといふふうな少し強いお話でございまして、ちよつと食い違ひがあるように思ひますから、この点重ねてお伺いしておきたいのです。

○齋藤(昇)政府委員 法理上はただいま北山委員のおっしゃる通りであります。そこで現状に立脚して考えてみますと、これが府県の自由にかかされるという場合に、玉突場で将棋場や碁会所と何ら変りがないというものについてまでやるというのではないかと考えますし、ここでこれを府県へ移譲すると申しまして、府県が全面的にやは取り締まる対象に置くというものは不適當である、かように考えます。

○大矢委員長 他に質疑はありませんか。

○池田(清)委員 だんだんはつきりして参つたと思ひますが、もしこの三号の規定の最後の方の「射幸心をそそのめる遊技をさせる營業」、これがなければ、玉突場を除いてしまえば府

の条例の対象にならないということだと思ひます。本法におきましては玉突場自体というものを、現在の実情は射幸心をそそのめるおそれある遊技をしていふやうがいかうかが、本法草案の規制によつて「射幸心をそそのめる虞のある遊技をさせる營業」として法の対象になつておると思ひます。それを今度はずしまして、射幸心をそそのめるおそれのある營業をさせるようなところは別として、そうでないものは一切法律を除くし、条例も除くということになつてくるのだと思ひます。そういう際に府県の条例に全部玉突場というものをまかせるといふことは法の趣旨ではないのであつて、府県がもし条例を作るならば、その条例の題名として考えられるのは、玉突場の中で「射幸心をそそのめる虞のある遊技をさせる營業」というふうに限定したところの条例であるべきだと考えますが、いかがでありますか。

○齋藤(昇)政府委員 先ほどから私が申し上げておりますのは、ただいまの御意見の通りなんです。それを越えてやるならこれは事実認定を誤まつておるか行き過ぎの条例になる、かように申し上げたのであります。

○眞鍋儀十君 ただいまその府県条例が玉突場を取り上げるか取り上げないかというお話が出たのでございまして、私はここに、東京都の警視庁でございまして、警視庁防犯部保安課の風俗營業取締條例の列挙された対象と、京都府の公安委員会でもしりました風俗營業取締條例の列挙されたものと二つ持つてきておりますが、いずれにも玉突場という文字は、一つも現状に

おいては入つておらないのであります。○大矢委員長 他に発言がなければ、本案に対する質疑はこれを終局いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○大矢委員長 御異議なければ、これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○三田村委員 本案はすでに参議院の審議を終つて参りまして、参議院では相當熱心な議論が重ねられたやうであります。まだ手元に委員会の會議録が参つておりませんが、その詳細を知ることができないのであります。従ひましてすでに御当局御承知の問題を、ここで申し上げるかもしれないが、その点御了承願ひたいと思ひます。

○三田村委員 本案はすでに参議院の審議を終つて参りまして、参議院では相當熱心な議論が重ねられたやうであります。まだ手元に委員会の會議録が参つておりませんが、その詳細を知ることができないのであります。従ひましてすでに御当局御承知の問題を、ここで申し上げるかもしれないが、その点御了承願ひたいと思ひます。

○三田村委員 本案はすでに参議院の審議を終つて参りまして、参議院では相當熱心な議論が重ねられたやうであります。まだ手元に委員会の會議録が参つておりませんが、その詳細を知ることができないのであります。従ひましてすでに御当局御承知の問題を、ここで申し上げるかもしれないが、その点御了承願ひたいと思ひます。

られて参りまして、ただの子供のおもちの程度を越えてきたといふことは事実でありまして、もとより御当局の立案の趣旨は了承できるのであります。第二の飛び出しナイフ、あいくちの点について、これは近ごろ相當大きな社会問題となつて参りました。いづれも青少年の不良化、なかんずく凶悪犯罪の激増といふところに輿論の背景があるのだから私は考えるのであります。

その立法のねらいについては私も異論を持つものではないと思ひますが、しかしこれがどういふふうな影響を持つかといふことについては、十分御当局の意見を伺ひ、立法の府としての態度も慎重であらねばならないといふ立場からお伺ひたいのであります。実は私岐阜県であります。第一の空氣銃の問題は別といたしまして、第二の点になつております飛び出しナイフといふのは、ほとんど岐阜県の関市において製造されておりました。これは例の歴史講談によく出て参ります。関孫六以来七百年の伝統を持つております。刀、刀の都といわれます。関市の市會議長からして、相當この立法による影響が大きいのではあります。関市の市會議長から当院に請願書も出ておるのでもあります。が、年産額大体二億、業者の數において三百、實際それによつて生業を営んでおるものが約八千、こゝろ数字に上つておるのでもあります。

私はお尋ねする点を要約いたしまして、少々理屈っぽいことを申し上げるやうであります。業者の立場から申しまして、業者の利益代表であります。利益を代弁するといふことでなくて、憲法の二十二条に規定されております職業選択の自由——もとより

公共の福祉というものが頭にかぶさつて参りますが、職業選択の自由と公共福祉との関係は、これは基本的な問題として相当重要であります。結論的に申しますとこの制限立法によつて相当多数の業者が直接生業を失ひ、同時に生活の困窮者を出すという事態が来るのであります。在来七百年の伝統の上に立つて生業に安んじたもの、それが一片の、という言葉は語弊があるかも知れませんが、警察立法によつて生業を奪われる。業者には直接何らの責任がありませんこの立法により、生活権の侵害ということが直接出て参ります。こういう問題についても一応私は少々

お伺いいたしておきたいのであります。

第二の点といはしましては、警察立法の根本問題とでも申しますか——警察は私も多少の経験を持つてゐるのですが、その警察行政を行つために、じやまになるものはよく目につくものでもあります。そのじやまになるものを除くために、在来よく立法手段に訴へてきたのであります。われわれ過去においても深刻な経験を持つております。戦争中の例を引き出すまでもなしに、一つの立法が先例になり、次々と警察立法というものが行われ、ついにはがんにじがらめになつてしまふということも、過去において苦い経験を持つてゐるのであります。こういう点について御意見を伺いたい。

さらに第三の点といたしましては、立法技術上の問題であります。およそ刑罰を伴う立法というのは単なる訓示規定や警告規定であつてはならない。この立法、改正案は直ちに罰則が生きて参りました。三年以下の懲役または五万円以下の罰金、こういう罰則が

生きて参りますので、果してそれが刑罰立法としてスムーズに行われるかという点も、立法技術上の問題として立法の府たる国会においても私は一応考えてみたいと思うのであります。

以上のような点から少しばかりお伺いしたいのであります。第一に最初に具体的に御尋ねして参ります。いわゆる飛び出しナイフ及びあいぐちというものによつて行われております、当局が立法の理由として取り上げておられます被害と申しますか、件数はどのくらいありますか、この点お調べになつてゐると思うのでお伺いたします。

○藤本説明員 被害の件数につきましては御説明を申し上げます。お手元にお配りいたしました銃砲刀剣類等所持取締令等の一部を改正する法律案についての資料の三十九ページを開きいただきたいと思うのであります。ここに刀剣類の凶悪事犯に供用せられました状況を、全国にわたりまして二十九年中の状況を調べて計上したのでございますが、ごらんのように日本刀、日本刀以外の刃物類、こういうふうにそれが凶悪な各種の事犯に供用された数字が出ております。その日本刀以外の刃物類の中におきまして際び出しナイフによりますものがどのくらいあるかという数字が、その下に計上されておるのであります。その全体の刃物に對します飛び出しナイフの割合がそこにパーセンテージとして出ておるのであります。これによりまして飛び出しナイフというものが、こういう凶悪事犯に相当多数用いられているという現状がわからうかと思うのであります。ことにその下に警視庁関係だけの調査が、やはり二十九年中の調査で計上してお

るのであります。日本刀以外の刃物につきましてさらに、おの、ひ首、包丁、その他、こういうふうに分類しております。これと全国の統計と比べますと、全国の統計におきましては全体に対する飛び出しナイフの割合が八・八%、こういう結果になっておりますが、警視庁の関係におきましては一五・五%、こういうふうにならぬに比べて非常に高い比率を示しております。これは飛び出しナイフというものも最近こういう犯罪に非常に使われ出した、ことにそれが大都市において非常に顕著であるということを示しておりますのであります。従来例から見ま

してもこういうものはこれから漸次農村地方に広がっていくのではないか、こういう傾向もそれから見得ると思うのであります。それから一枚お開き願ひまして、四十ページに刀剣類の取締り状況の調べがございます。これも二十九年中の全国集計でございますが、刃渡り十五センチ以上の刀剣類の取締り件数、それから変装刀剣類、それから刃渡り十五センチ未満のひ首またはこれに類する刃物、これは現行法におきましては携帯制限になっておりますので、そういう関係で取り締つた件数でございます。それからその下に警視庁の二十九年中の調べといたしまして飛び出しナイフの刃渡り別取締り状況が出ておるのであります。これによつてみますと、七センチないし八センチというところが全体の七・二％を占め、大半を占めております。それから漸次大々くなるに従ひましてまた数が減つていく。またそれから小さくなるに従つてもそこを山といたしまして減少している、こういう状況であります。これが大体昨年度において飛び出

しナイフの凶悪犯罪等に用いられた状況の調べでございます。

○三田村委員　資料を拝見し、さらに御説明をいただいて大体その辺はわかりましたが、ただこの凶悪犯罪と申しますか殺傷事件に用いられます凶器の中には、あえて必ずしも飛び出しナイフやあいにくばかりではないということとは、この表によつて歴然たるものがあります。たとえば包丁のごときも相当数に上っております。パーセント一から申しますと、必ずしも飛び出しナイフとあいにくだけを抽出して取締りの対象にしなければならないという理由は、その邊厚でないということとを

ます冒頭に申し上げておきたいのであります。

少しばかり冒頭に申しましたことによつてお尋ねしてみたいと思ひますが、最初に申しましたように、ほとんど全部といつていいぐらい、生産をしております業者の立場から申しますと、この立法によつて生業を失う、生活に困るといふ者が出てくるわけであります。これは公共の福祉に反しない限り職業選択の自由を有する、つまり自由主義の原則、経済民主活動の原則から申しますと、立法によつて生業を制限するといふことには相当考慮を要するのでありますが、この点について通産省あたりと打ち合せなり御協議をなさつたことがありますようか。

○藤本説明員　お説のようにこの取締法令の改正によつて、現在製造しておられる者が製造ができないということになつて、業者の方にお気の毒な面が生ずるといふことは、私どもも十分承知をしているのであります。この点につきましては、通産当局あるいはそ

いった他の行政官庁の面で、職業のあつせんと申しますか、資金の融資、そういうことでできる手当がある面については、十分お考えをいただきたいということは、事務的には話をいたしましたのでございます。

○三田村委員 実は私のところにも業者代表のみならず県当局者、市当局者もしばしば来られたのであります。しかし私一々それを役所に御案内を申し上げてお話すことはどうかと思ひましたので、自分も国会議員の一人として立法に参画するのだから、そういうことは十分関係諸君とともに慎重に審議するということとで、御当局に御案内を

申し上げることは差し控えておたつたのであります。しかし今の御答弁によりまして御心配にはなっているようであります。この法律の制定公布と同時に生業を失うのであります。なるほど一面という立法の必要性も私はよく承知しております。なるべく凶悪な犯罪を除かなければならぬことは、われわれの考えるべき重要な点でありますから、その点は承知しておりますが、あえて率直に申しますならば、こういう既存の業者に直接影響を及ぼす立法については、事前に十分その点の御協議をしていただきたいと思っております。そうでありませんと非常に不安を持つ。私業者の方々から聞いたのであります。通産省からもいろいろな調査が行ってあるようでありますが、その通産省の調査に関連して、業者から通産当局に一体どうしてもらえるのだと、希望なり、要求なり、陳情なりをした場合には、何の安心できる回答も得られないと言っております。そ

第一類第二号 地方行政委員会會議

昭和三十二年六月二十五日

七

輸出用としてはとめる必要はないが、国内用としては正常な用途も他にないようでありますので、できるだけ業者の負担を少なくしながら、今後こういふふうに飛び出してしまふナイフは生産をしていただかぬようにいたしたい。現在生産しているものにつきましては、先ほど申しましたように若干の改変を加えれば凶悪犯に用いられるようなものではないように改変ができるということ、この法案を立案した次第であります。もちろん凶悪犯に用います場合の凶器は、日本刀あるいは出刃包丁その他いろいろなのがございしますが、この飛び出しナイフはほとんどつばら不良青少年に用いられるわけです。不良青少年の不良化とか、あるいはこれで殺傷するということ、これが非常にそそるというところが原因であろうと思います。強盗、殺人等におきまして、あるいは日本刀を用いたり、こん棒を用いたりはいはしますが、ただこのものの持つ誘惑性というのによつて、不良化が助長されるという全般的な世論とか、かようなことも非常に高く上つて参りました。これはもつとものことではなからうかというので、本法案を立案した次第でございます。

○三田村委員 今齋藤長官もお述べになりましたが、前段の理由は、これは一応権威のある御所見と思ひますが、しかしこれにも別な角度からの意見が成り立つのであります。つまり別段これを必要とする用途がないという御所見は、全く事務的な御見解でありまして、用途のないものならば一年に三十万丁も生産されやしないし、売れやしない。これは多少便利であるという商

品価値がなければ商品になりませんから、業者がいたしましてはどういうものか、業者の興味を引くか、便利であるかを考へる。若い娘さんがきれいな着物を着てお化粧すると同様に、商品といふものについてはいろいろな意匠も要る、工夫も要る。業務に携わる者の切実な要求であり、努力でありますから、そういう方向に行くのであります。事務的に見て、これは別段必要とする用途がないという御見解は、私はちよつと了承したいのであります。もちろん今齋藤長官のおっしゃつた凶悪な犯罪に非常な魅力を感じる、ことに不良青少年の間にこれが愛用されるということは、私もその通り承知しております。その点はあくまでも押えたいと思ひます。けれども、これが別に善意に解する用途はないのだという御見解のもとに立案されるなら、私は少々そのお考えは間違ひじゃないかと思ひます。世の中には、それならこれは善意の上においてどういう用途があるのか、きれいな衣服の上につけたい意匠をこらすのは、どういう用途があるのかと一言つてもちよつと説明に困る業種があると同じことでありまして、明治の初年に特許の許可を得て今までやらなかつたというものは、業者の立場やその社会環境あるいは業態の面から見て採算がとれず、販売にならなかつたものもありません。長官の言われたように、戦後の混乱に乗じていうことがありますが、当時比べて、戦前から今日までの状態はすべての面に新しいものが入つてきた、その中に新しいナイフを作つてゐる者も新しい工夫をするというものは、当然であらうと思ふのであります。そのことのゆ

えに需要がふえてきておる。そのことのゆえに生産が成り立つていくのであります。その点は一つお考え願ひたいと思ひます。それから不良少年や不良青年が凶悪な犯罪に使うからということでありませんが、これはだれかの言葉ではあります。政治家の怠慢と無責任によるという言葉がある通り、こういう不良少年の存在とか凶悪犯の存在といふことは、他の方法においては是正しなければならぬ問題でありまして、今防犯課長の御説明になりましたような、それが直ちに犯罪の用に供せられることが、あまりにも顕著なものについては私も禁止ものを立法の対象にして、これを不良青少年凶悪犯の防止のための手段にするといふことは、そのもののみを抜き出したところの警察的処置でありまして、私はもつと大きな問題が他にあり、私自身もこれを考えたのであります。立法の例から申しますと、ここに二件、包丁が二百九件、飛び出しナイフで人殺しをやつた例がある、これは一つ手当をしなければならぬといふことになると、その次に包丁をやろうじやないかという理論も成り立つのであります。金づちで人の頭をたたき、あれも凶器だといふ理論も成り立つのであります。そういう論理が拡大していくと非常に困ると思ひます。これは立法の先例になるのですから私は申し上げる。しかし必要性は認めますから、必要の度合いと全体の社会環境をにらみ合せたその中のあるべき姿といふものを冷静に判断いたしました。もとより悪の全部を一片の法律でぬぐい去ることは不可能であります。その点においてある限界といふところまで持つて、どこに一番いけないものの手当をしていくか、そしてその手当によつて他の警戒、他の教訓をどのようになし及ぼしていくかといふことを立法の際に考えなければならぬと思ふのであります。私が申し上げるまでもなく、警察は新しい制度に入りましてからすでに六年、七年になつて、新警察の使命とか任務といふものは、すでに十分御体得であり御心得であると私は承知いたしております。また同時に、私今国会になつてから法務委員会におりますが、人権じゅうりんとかいふような問題を相当やかましく論じられております。別な言い方をいたしますと、こういう警察のあり方はだんだんオールマイティになりまして、警察の必要といたしますものは立法的に必ず手当をしていくといふことは、それが必ずしも警察のためにならない。警察の存在価値といふものを国民の信頼の中に置くといふことにならないといふことを私はしみじみ考へる。でありますからこれを申し上げるのであります。どうぞその点をお考え願ひたい。具体的に、しからばこの法案についてどのような線を引くかといふことについては、同僚委員各位と御相談いたしまして、参議院の修正点もあると思ひます。この点は考へてみたいと思ひますが、これは私は當にきめつけずには申し上げた。そこでこれは三田村の長い休戦で、法律や権力がかんじがらめになつて、遂にわれわれの愛す

べき国と民族も悲惨な運命に突き落した過去への厳肅な反省から、私はこの点を切に申し上げたいのであります。この点についての齋藤長官の御意見を一応伺ひしておきたいと思ひます。○齋藤(長)政府委員 ただいまの御所見は私も満幅の賛意を表します。私もその通りに考へております。ことに少年問題、不良青少年問題のごときも、根本はわれわれ警察のよくすべき領域ではないかと考へております。もつと根本問題がたぐさんひそんでおると思ひます。また警察が不良青少年問題を取り扱います場合におきまして、この飛び出しナイフの禁止とかいふようなものは、もう枝葉末節であると思ひております。枝葉末節ではございしますが、しかし青少年問題協議会等におきまして、こういうものは禁止をしてもらいたいといふ強い要望もございするし、今日の状態ではやはりそういう線に沿う一助にはなるかと考へて提案をいたしておるのであります。根本的な御所見はまったく同感でございます。○三田村委員 私の時間もだいぶん迫つてきたやうでありますから、一応御質問はなるべく簡潔に進めていきます。次に私は立法技術上の問題についてお尋ねしたい。これは理屈を申し上げるのではなくて、現実にはこの法案を審議する立場からお尋ねするのであります。これは過去においてもしばしば経験したことであります。この法案は形式は警察法令であります。刑罰は刑事立法であります。刑罰が生きてくる刑事立法になつた案文だけ拝見いたしますと、すらすらと書かれてお

通り改正事項を認めますと、今そこにある点で十分考慮してお考え願ひませんか、今の齋藤長官あるいは刑事局長、防犯課長が立法者の立場から、とんでないことだ、そんなものを考えているんじゃないんだ、凶悪な者だけを当てるんだとおっしゃつても、できた法律はひとり歩きをする、これが法律の当然の性格でありまして、できた法律がひとり歩きしてしまつと、別な警察署長が、一つ大いに不良少年の検査の件数を上げろ、片っ端から一つ身体検査をやれ、身体検査をやれといつても、法律があるから根拠がある。そういう根拠ができてしまつたらこの点を、お考え願ひたい。それはそのときの場、たとえば新宿のたまりの不良少年ばかり集まるところに行つて、あいつが不良少年らしいからやつてやるんだというふうなお考えでは法律は動かさない。できてしまつたらひとり歩きしてしまひます。だからこの点も十分お考え願ひまして、ひとり歩きしてもいいもの、つまりこんな小さなものを持つておつても犯罪になるんだというふうな、そういう窮屈な、とても実行不可能なような法律は作るべきではない。そこにあるような大きなものなら持つておける自身が、所持の意識において犯罪性があると言えるかもしれない。大きなものならば、持つておれば脅迫のたぐひ、おどかしのたぐひになるといふことは言えるのであります。小刀や六センチのもの、小さな子供がナイフを鉛筆削りに使つてますが、なかなかいい指で出せません。そこでちよつとボタンを押すと、ぴよつと出る便利なナイフでありますから、

ケースとしてあり得る。だからそういう点を十分考慮してお考え願ひませんか、今の齋藤長官あるいは刑事局長、防犯課長が立法者の立場から、とんでないことだ、そんなものを考えているんじゃないんだ、凶悪な者だけを当てるんだとおっしゃつても、できた法律はひとり歩きをする、これが法律の当然の性格でありまして、できた法律がひとり歩きしてしまつと、別な警察署長が、一つ大いに不良少年の検査の件数を上げろ、片っ端から一つ身体検査をやれ、身体検査をやれといつても、法律があるから根拠がある。そういう根拠ができてしまつたらこの点を、お考え願ひたい。それはそのときの場、たとえば新宿のたまりの不良少年ばかり集まるところに行つて、あいつが不良少年らしいからやつてやるんだというふうなお考えでは法律は動かさない。できてしまつたらひとり歩きしてしまひます。だからこの点も十分お考え願ひまして、ひとり歩きしてもいいもの、つまりこんな小さなものを持つておつても犯罪になるんだというふうな、そういう窮屈な、とても実行不可能なような法律は作るべきではない。そこにあるような大きなものなら持つておける自身が、所持の意識において犯罪性があると言えるかもしれない。大きなものならば、持つておれば脅迫のたぐひ、おどかしのたぐひになるといふことは言えるのであります。小刀や六センチのもの、小さな子供がナイフを鉛筆削りに使つてますが、なかなかいい指で出せません。そこでちよつとボタンを押すと、ぴよつと出る便利なナイフでありますから、

児童が文房具の箱に入れて持つていける。これは所持する意思においては、何ら犯罪ではありません。そういうものまで法律の性格として刑罰法が及ぶような行き方は避けなければいかぬ。最小限度の除かなければならぬ凶悪なものに對象にした立法に締めていかなければならぬといふことを、私は切に申し上げたいのであります。この点については、私他の機会に法務省の刑事局長にもちよつと話したことがあるのですが、法案提出の前の事務的な連絡というだけでなしに、私の聞いた範囲においては、今度の改正案では、小さな飛び出しナイフ一本持つておつても三年以下の懲役、五万円以下の罰金という罰則二十六条が生きてきて、それが現行犯で処罰されるということは考へていないようです。それだと非常に困るのでありますから、その点についてどの程度法務当局と御協議なさつたか、その点についてどの程度の線をおきめになつておるか、お伺いをいたしたいのであります。

○藤本説明員 飛び出しナイフを禁止する場合のミニマムをきめるという問題についてのお尋ねだと思ひますが、私も事務的にこの問題を検討いたしました。十分検討を遂げたのであります。ただこの点については、あるいは御意見が分れると思ひますが、飛び出しナイフの非常に小さいものであります。飛出すという作用が危険なものである、あるいはその点が便利だ、こう仰せになるかもしれません。が、われわれはむしろその飛び出すというところが、かりに子供が持つておるといふ点に、もちろんそれは、

ナイフとして危険なものである、こういふふうな考へたのであります。それが直ちに人を殺傷し得る凶器というふうには考へないものであります。しかし、そういう点においてはむしろ不良じみするとも言えるのではないかと、こゝういふふうには考へております。この点については、法務省とは、法案を提出する前におきまして十分お話し合ひをいたしまして、御了解の上で法案を提出したような次第であります。

○三田村委員 委員長にちよつとお伺ひいたしますが、これはきょう午前中と継続いたします。

○三田村委員 それでは、まだお伺ひしたいことがあります。委員長の御都合で適當なときにやらせていただいでつけようであります。

○大矢委員長 後日これは継続しますから。なお午後は、二時からここで小委員会を開くことになっております。し、ほかにいろいろ発言者がありますから、その程度に一つお願ひしたいと思ひます。

○三田村委員 それではきょうは、もう少し事務的にお尋ねしたいことがありまして、その一点だけ何つて、あとは留保いたします。

今防犯課長のお話、当局の立場からは、こゝで思ひつきで申し上げては、の御意見はよくわかりました。しかし私としては、飛出すナイフの用途とか効用とか、實際どういふ形で持たれるかといふことを、この問題が起つてから十分研究して申し上げておるのです。飛び出すことそれ自体が危険だとおっしゃいますが、飛び出すことそれ自体が危険であるものなら、やはり善意で平和な生活を脅威する——飛び出すことそれ自体が危険であるならば、これはどう必要はないのです。危険だといふ解釈の反面、これは非常に便利だといふ解釈も事実あるのです。現に簡単にばいっと出る。ばいっと出るから子供は喜んで買つていふことも現実なんです。私がこの間ある知り合の家の行きまして、学校へ行く子供がちゃんと文房具の箱に入れて、おじさん、これはとても便利だよと言つて持つておる。これが危険だとも何とも思つておりません。そういうことも、私冒頭に申し上げましたように、言葉には語弊があるかも知れませんが、警察的な判断から物を判断されますと、今防犯課長のおっしゃるような意見も出ますが、そうでなく、平和で善良なる家庭生活、社会生活をなす面から見れば、別な解釈が出てくるのです。常に別な解釈、御判断を材料にして物を考へていただきたいと思ひます。

さらに、一体こゝでは犯罪の原因そのものに手当するのではないのです。人殺しとか、強盗とかあるいは傷害といふものは、そのこと自体は大きな反社会性を持つておりますから刑事立法で手当しなければならぬが、物を持つていふこと自体は犯罪ではない。犯罪の手段に供せられる物の所持、つまり犯罪となるべき可能性と危険があるから刑事立法で手当を加えて罰を科するといふことは、刑事立法の原則から言つて非常に逸脱している。これは、刑事立法の面で、ある程度御当局の気持がわかりますから、私は全面的に否定するものではありません。

が、将来もあることだからお考えを願いたい。これは犯罪の原因となるが、これ自体を持つてゐるのは犯罪ではない。ねこいらすを持つてゐること自体は犯罪ではない。しかし、これを人に飲まして殺した場合には犯罪の手段になる。

これは類似のそういう点が多く出て参りますからお考え願いたい。これは簡単な例であります。これが立法の先例になつて、次ぎから次ぎにこういう先例があるということになると、しほいにはねこいらすも処罰しよう、料理屋の台所にある出刃包丁も危険である、こういうことも理屈としては、論理としては成り立つ。そういう点をお考え願ひまして、今の御当局の取締りの立場からの手当ということも十分考慮し勘案して、どの程度で線を引くかということも、参議院における審議の内容も十分参考をいたしまして、次回に具体的にお尋ねいたしたいと思ひます。あとの具体的な質問を留保いたしまして、午前の質疑はこれで終ります。

○坂本委員 私もこれについて質問したいと思ひますが、飛び出しナイフの生産状況調というのがありますが、こんな飛び出しナイフが何に使われておるか。私たちは全くこれは道具だと思つてゐるのですが、これが一般生活関係その他に有用に利用されてゐるかどうか、その点の資料がありましたら、次回にお願ひいたしたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 ただいまお尋ねの資料は、端的に申しましてございませう。飛び出しナイフ禁止の方向に向つてゐるというふうなことが新聞記事その他に現れてゐるし、また青少年の委員会等から陳情がございましたが、そういう際におきまして、こ

ういうものを禁止してもらつと、こういう点で不便で困るとかいうような所見をどこからも伺つておりません。従ひまして、鉛筆削りとか普通のナイフ用に使われてゐるものではなくらうか、かように考へております。

○鈴木(直)委員 ただいまの御発言を実はずつと拝聴しておりますと、これは警察に關係することでありますが、相當やはり業界に影響を及ぼす問題でもございませう。従ひまして、自由党でも実は相當検討して、どんなふうにも業界に影響するかどうかを、もう少し詳しく調べて結論を出したいと思ひますが、業界に及ぼす影響を、詳しい資料を、この次にお尋ねいたしますから、提出された以外に、答へのできるように準備しておいていただきたいと思ひます。

○大矢委員長 それでは質疑はこの程度にいたします。

○大矢委員長 次に町村合併問題について調査を行います。発言の申し出がございしますので、これを許します。赤松君。

○赤松委員 一点だけお尋ねしておきたいと思ひます。それは、本委員会におきまして先般一日かかりまして参考人を招致して調査を行なつたのであります。非常に大きな関係がございしますので、時間がございせんから、一点だけ伺ひしておきます。

自治庁の行政部長にお尋ねいたしますが、先般本委員会におきまして、参考人を呼びました。全国で町村合併のテスト・ケースと言われますところの、内閣総理大臣に対する申請の行われしました名古屋周辺の八ヶ町村の合併

問題でございませう。これはすでに關係書類を添へまして、町村合併促進法第三十三條第一項の規定に基いて、審査の請求を四月四日に提出してございませう。その後これがいかうになつておるか、またいつごろこの結論を出しになるか、またいつごろこの結論を出しになるか、これをぜひ伺ひたい。と申しますのは、本件に重大な關係のあります町長選挙等も明日に控へまして、実は關係方面は非常な關心を持つておるのであります。この点につきまして、ぜひ自治庁の明確な御答弁をお聞きしておきたいと思ひます。

○小林(興)政府委員 名古屋市の合併問題に關連いたしまして、今お尋ねの通り審査の請求が参りまして、自治庁といたしまして、町村合併促進法の定めるところによつて、できるだけ早急に結末をつけたい、こういう考えでおるのでございませう。しかし今もお話がありました通り、その後地元において地方議会の選挙もありまして、それからまた關係町村の中には、長の選挙の行われるところもございまして、新しい議会、新しい首長の意向も十分に聞いて、この問題を処理すること、一番最近における住民の気持がそこに現れておるのでございませう。それから、われわれといたしましては、そういう氣持で今までの時期が熟するのを待つておつたのでございませう。大体議会の選挙はもうすでに終つておりますが、長の選挙も最近行われるところもあるものでございませうから、それも終りましたならば、新しい議会、新しい首長の意見をただして、それに基いて自治庁として手続を進めたいと存じております。その時期は、そうした意見

が参りますれば、自治庁といたしましては、自治庁の参事の意見を聞いて総理大臣に申請することになつております。關係六団体の代表者がそれぞれ参手になつておるのであります。これもこの前の選挙の結果、現在までは全部出そろつておらないのであります。が、おつつけ参事が全部出そろふことになるはずでございませうので、そういう参事も構成されましたならば、事務的には最終距離で、この問題を処理いたしたいと考へております。

○赤松委員 いつごろになりますか。

○小林(興)政府委員 われわれの手續といたしまして、あとは総理大臣へのいろいろな問題がありますが、われわれ事務局としての措置は、できるならば七月中にでも進めたい、こういうふうに考へております。

○赤松委員 住民の意思を尊重して、総理大臣の結論を出すということにつきましては、その通りでございませう。ぜひそういうふうに慎重にやつていただきたい。ただ慎重かつ迅速にお願いしたい、というのは、全国のテスト・ケースでございませうから、従ひましてできるだけ早く、しかも慎重にやつてもらいたいと思ふのであります。

特に私が慎重にやつていただきたいというのを希望いたしますのは、住民の意思を端的に表現するものは、議会の意見及び町長の意見であると思ひます。ところが議会は十三対十三、これは厳密にいへばわかりませんけれども、一般に言われてゐるのは十三対十三だ、同数だというのであります。従ひまして議長の選出も非常に紛糾しまして、この問題を問題にしないということで、議長は片方のグループから出

たわけです。町長の方も、反対派は今度は賛成派になつてゐる。それで賛成派は反対派にはなりませんけれども、原則的には賛成であるが、一応問題を白紙に戻して、そうして徐々にな合併を進めようではないか、こういう合言葉で今選挙が行われてゐるのであります。従つて、町長の意思をどのようになんかするかと云ふことは、非常にむづかしい問題だと思ふ。必ずしも町民の意思が賛成か反対かという形において現れてはこないのではないかと思ひます。選挙の実態といたしまして、客観的にはそういうことがいえると思ふ。主観的にはいろいろ宣伝的な意味で言う面もありますけれども、客観的には、必ずしも町長選挙が賛成反対の具体的な表現にはならぬと考へております。従つて自治庁としても、この点につきましては、ぜひ町議会及び新しい町長の意見を十分聞いていただきたいまして、そして町村合併法の精神に沿つて善処していただきたい。ただ住民が心配しておられるのは、いづれにしても、先ほど言つたやうに全国で非常に注視してゐる問題でございませうから、自治庁やあるいは内閣の方ではこの問題をずらしていくのじやないかというふうな非常に心配してゐるわけでありませう。今自治庁の御意見を聞きますという、諸般の手続を経て、おそくとも来月中旬には結論を出したい、こういうふうな御意見でございまして、大へんけっこうだと思ひます。一つできる限り慎重迅速に事を運んでいただきたい。

町長選挙及び町議会選挙には、住民の意思というものは、反対か賛成か、具体的にそういう形で現れておりま

せんが、この点につきましては行政部長としていかようにお考えでございますか。

○小林(興)政府委員　ちよつと今の言葉のうちでございますが、われわれといたしましては、事務的には少くとも七月くらいまでに事務手続を済ませたい、こういうふうに申し上げたのでございまして、全部そこで完結するかせぬかはいろいろの問題がありますから、その点はお許しいただきたいと思ひます。われわれといたしましては、その含みで事務的にあらゆる手続を進めたいと存じております。

それから、新しくできた議会なり長なりというものの意向をどう見るかという問題は、われわれといたしましてはもこれからのきわめて重要な問題であります。ともかくも新しい機関が構成されて、その機関の意思を聞いてからでなければ判定できないだろうと思ひます。その結果を待つて、今日すぐ何をどうこうということをしる上げるわけにも参らないと存じておりますが、できるだけ公平な立場で、できるだけ住民の意思に即した意思を明らかにして、そうして合併促進法の精神に沿つて、そのことを考へて参りたい、かように存するのであります。

○赤松委員　そこで、県側で留保されている町村がありますね。その留保になつてゐる町村につきましては、県側も必ずしも反対ではないと言つてゐる。これはいろいろな行きがかりで留保されたのだと思ふのでありますけれども、これについては自治庁の方ではいかようにお考えになつておりますか。その町村の名前をあげて、具体的にその方針をお示し願ひたい。

○小林(興)政府委員　保留になつてゐるものにつきましては、審査の請求が実は参つてゐるわけでございますが、審査の請求についての役所としての最終的な結論は出ておらぬわけでございますが、ほかの事実と違ひまして、保留になつてゐるのは県自身の態度が明確でないのであります。これも最近選挙が行われておりますので、そういう事態を基礎にして、住民のそれぞれ意見のあるところに基いて、県の方で自主的に善処されることが一番望ましい、こういうふうに考へております。

○大矢委員長　それでは町村合併問題の調査に対してはこの程度にいたします。

○大矢委員長　この機会にお諮りいたします。地方税法の一部を改正する法律案について、参考人より意見の聴取をいたしたい旨の申し出が委員からございまして、本案については参考人の出席を求めることといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○大矢委員長　異議なければそのように取り計らいます。

なお日時及び参考人の人選等につきましては、委員長及び理事に御一任を願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○大矢委員長　御異議なければさよう取り計らいます。

○大矢委員長　なお小委員の補欠選任の件についてお諮りいたします。小委員でありました川村義君が去る二十三日一たん委員を辞任せられました。

翌二十四日再び委員に選任せられました。従つて地方税法改正に關する小委員の補欠選任を行ななければなりません。これは選挙の手続を省略いたしまして、先例によりまして委員長より御指名することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○大矢委員長　それでは地方税法の改正に關する小委員に、従前通り川村義君を指名いたします。

次回は公報をもつてお知らせすることといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三分散会

昭和三十年六月二十九日印刷

昭和三十年六月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局